

国内経済要録

◇公定歩合の引上げについて

日本銀行は、最近の経済情勢にかんがみ、金融引締めをさらに強化し、財政支出の下期への繰延べ等政府の物価安定対策の拡充とあいまって、総需要の抑制をいっそう促進する趣旨から、6月30日、公定歩合を0.5%引き上げ7月2日から実施した。

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	年 6.00%	年 5.50%
その他のものを担保とする貸付利子歩合	年 6.25%	年 5.75%

◇市中貸出自主規制金利の最高限度の変更

6月30日の公定歩合変更に伴い、銀行等では貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり変更した。

(1) 銀行

全国銀行協会連合会では、銀行貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり変更し、7月5日から実施した。

種類	変更後	変更前
(1) 標準金利 信用度の特に高い手形の割引および貸付	年 6.25%	年 5.75%
(2) その他の手形の割引ならびに貸付	年 8.00%	年 7.50%
(3) 当座貸越	年 9.00%	年 8.50%

(2) 信託銀行

信託協会では、指定金銭信託資金の貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり変更し、7月5日から実施した。

種類	変更後	変更前
(1) 標準金利 信用度の特に高い手形の割引および貸付	年 6.50%	年 6.00%
(2) その他の手形の割引ならびに貸付	年 8.25%	年 7.75%

◇銀行等の預貯金利率の引上げ

日本銀行は6月29日、金利調整審議会の議を経て金融機関の預貯金等の金利の最高限度を7月16日から(1)のとおり引き上げることを決定、これに伴い同日以降のガイドラインとしての預金細目金利についても(2)のとおり変更した。

(1) 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更

期間の定めがある預金	年 6.5% (変更前 6.0%)
当座預金	無利息 (変更なし)
納税準備預金	年 3.0% (〃)
その他の預金	年 2.5% (〃)

(2) ガイドラインとしての預金細目金利の変更

イ. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

期間の定めがある預金	
定期預金	
期間 3か月のもの	年 4.0% 以下 (変更なし)
期間 6か月のもの	年 5.0% 以下 (〃)
期間 1年のもの	年 6.0% 以下

(変更前 5.75% 以下)

期間 1年 6か月のもの 年 6.25% 以下

(変更前 6.0% 以下)

期間 2年のもの 年 6.5% 以下 (新設)

ただし、

期間 2年のものの 1年を経過した日に行われる
中間利払の利率 年 5.0% 以下 (新設)

期限前払戻しの場合の預入期間中の利率 (変更前
は預入期間にかかるらず、当該払戻しが行われる
日の普通預金の利率以下)

預入期間が 6か月未満の場合

当該払戻しが行われる日
の普通預金の利率以下

預入期間が 6か月以上 1年未満の場合

年 4.0% 以下

預入期間が 1年以上 1年 6か月未満の場合

年 4.75% 以下

預入期間が 1年 6か月以上の場合

年 5.25% 以下

期限後利率

現払の場合 当該現払が行われる日
の普通預金の利率以下
(変更なし)

定期預金または据置貯金に継続書替えの場合

継続預金後の定期預金
または据置貯金の当該
継続書替えが行われる
日の利率 (変更なし)

据置貯金

定期預金の利率に準ず
る (変更なし)

定期積金

年 3.9% 以下 (〃)

ただし、期限前払戻しの場合の預入期間中の利率		2年以上 3年未満	6.25	5.75(注) 6.0(注)
当座預金	当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下	3年以上(新設)	6.5	—
納税準備預金	無利息(変更なし)	(注) 変更前は「2年以上2年6ヶ月未満」5.75%、「2年6ヶ月以上」6.0%であったが、変更後は「2年以上3年未満」6.25%に一本化。		
ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率	年3.0%以下(〃)	定期郵便貯金(1年)	5.75	5.5
その他他の預金	普通預金の利率以下(変更なし)	住宅積立郵便貯金		
普通預金および普通貯金	年2.25%以下(変更なし)	(住宅金融公庫から貸付を受けた場合)		
通知預金	年2.5%以下(〃)	据置き期間		
ただし、据置き期間中に払戻しのあった場合の預入期間中の利率	当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下(変更なし)	3年	5.76	5.52
別段預金およびその他の雑預金	年2.25%以下(変更なし)	4年	6.0	5.76
		5年	6.24	6.0
ロ. 据置きならびに預入期間内の払戻しの場合の利率 (単位・年%)	(住宅金融公庫から貸付を受けない場合)			
		据置き期間		
		3年	4.68	4.44
		4年	4.92	4.68
		5年	5.16	4.92

ロ. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記イ. にかかるわらず、期間3ヶ月以上6ヶ月未満のものについては年5.0%以下、期間6ヶ月以上のものについては年6.0%以下とすることができる(変更なし)。

△郵便貯金等の利率の引上げ

政府は6月30日、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令を公布し、下記のとおり定額貯金に3年以上の期間区分を新設するとともに、定額貯金、定期貯金、住宅積立貯金の利率および郵便貯金預金者貸付金の利率を引き上げ、いずれも7月1日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引上げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

イ. 引上げの内容	(単位・年%)	
	変更後	変更前
通常郵便貯金	3.60	3.60
定額郵便貯金		
払戻しまでの預入期間		
1年未満	4.25	4.25
1年以上1年6ヶ月未満	4.75	4.75
1年6ヶ月以上2年未満	5.75	5.5

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率の引上げ(同施行令第4条関係)	変更後	変更前
担保とする郵便貯金		
定額郵便貯金	預入から弁済までの期間	
6ヶ月未満	3.25	3.25
6ヶ月以上1年未満	4.5	4.5
1年以上1年6ヶ月未満	5.0	5.0
1年6ヶ月以上2年未満	6.0	5.75
2年以上3年未満	6.5	
	{ 2年以上2年6ヶ月未満 2年6ヶ月以上	6.0 6.25
3年以上(新設)	6.75	—
定期郵便貯金	6.0	5.75

◇公共事業の繰延べについて

政府は、公共事業の施行抑制を一段と強化するため、災害復旧、生活環境、積雪寒冷地関係を除く事業の上期契約目標率を、5月に決定した水準(54.5%、6月号「要録」参照)に対してさらに約1割削減し(6月29日閣議了承)、災害復旧等を含めた公共事業全体の上期契約目標率も59.6%から55.8%に引き下げることとした(7月3日閣議了承)。その概要は次のとおり。

公共事業等の事業施行見込み

	事業費	上半期末契約申込み	前回(5月8日)の見込み
一般事業	億円	%	%
災害復旧・積寒地域等事業合計	51,314 18,487 69,801	49.3 74.0 55.8	54.5 74.0 59.6

(2) 小額面券の発行

従来の1百万円券から5億円券までの6種類の券面金額のほかに、10万円券および50万円券の小額面券を発行。

◇割引金融債の発行条件改訂について

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫では、割引金融債の発行条件を7月債から次のとおり改訂した。

割引金融債の発行条件

	変更後	変更前
割引率(年%)	6.08	5.83
発行価格(円)	93.90	94.15
応募者利回り(年%)	6.496	6.213

◇米ドル建輸入ユーランス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の上昇傾向にかんがみ、米ドル建輸入ユーランス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3ヶ月以上	4ヶ月以上	3ヶ月以上	4ヶ月以上
改訂前	8.500%	8.500%	8.750%	8.750%
6月8日以降	8.625	8.625	8.875	8.875
12日以降	8.875	8.875	9.125	9.125
28日以降	9.000	9.000	9.250	9.250
7月2日以降	9.125	9.125	9.375	9.375

◇政府短期証券の公募拡大策について

政府は、民間資金の吸収を図るため、政府短期証券の期間の多様化、小額面券の発行のほか、政府負担による募集取扱手数料を新設、あわせて同証券の割引歩合の改定等を行い、6月18日以降発行分から実施した。その概要は以下のとおり。

(1) 期間の多様化および割引歩合の改定(単位・年%、カッコ内は改訂前)			
	2ヶ月もの (新設)	3ヶ月もの (新設)	6ヶ月もの (新設)
割引歩合	5.375 (4.875)	5.500	5.750
応募者利回り	5.425 (4.914)	5.574	5.918